別添様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 　　年　　月　　日

　文部科学大臣

　　○○○○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　〒○○○-○○○○ 学校法人の所在地

　　　　　　　　　　　　学校法人　○○○○学園

　　　　　　　　　　　　理事長 （記名又は署名）

収益事業として海外事業所を設けて行う海外事業の実施に係る自己点検届

標記のことについて、本法人において海外事業（注１）を実施しますので、以下の通り届け出ます。

１．海外事業名

２．事業内容

３．実施国

　４．契約（取引）の相手方（注２）

　５．海外事業所の住所（注３）

６．自己点検項目

実施国は、ブラックリスト（注４）またはグレーリスト（注５）に指定された国・地域ではないか。

□：指定された国・地域ではない　　　　　　□：指定された国・地域である

契約（取引）の相手方の属性（注６）について把握しているか。

□：把握している　　　　　　　　　　　　　□：把握していない

金融機関を通さない現金での取引は行っていないか。

□：現金取引を行っていない　　　　　　　　□：現金取引を行っている

テロ資金供与のリスクを検討し、必要な場合にはテロ資金供与対策（注７）を行っているか。

□：テロ資金供与のリスクを検討している　　□：テロ資金供与のリスクを検討していない

７．備考（注８）

記入上の注意

|  |
| --- |
| 海外事業を複数実施している場合は、一つの届出としてまとめても構いません。その場合は、それぞれの海外事業について実施内容や実施国、自己点検状況等が分かるよう記入してください。 |

　　注１　学校法人が行う海外事業については、収益事業のうち、海外において継続して事業場を設けて行う事業のみを届け出ることとし、修学旅行に伴う海外渡航や留学生の受入・送出、海外キャンパスにおける学内者向けの物品販売など、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業については届け出る必要はないものとします。

　　注２　当該海外事業を実施する上で、主な契約（取引）の相手方について、名称を日本語で記載してください。その際、事業内容（形態）によって相手方は様々なパターンが考えられますが、大まかな整理としては以下を参照してください。

・現地の企業、団体に対して事業を行う場合（企業団体職員への研修、コンサルティング、技術支援など）　　→　企業、団体名を記載

・現地の企業、団体等からの依頼を受け、現地人（個人）に対し事業を行う場合（現地企業等と協働して行う場合も含む）（留学候補生への現地での教育、教育施設の運営など）　　→　企業、団体名を記載

・現地人（個人）に対し事業を行う場合（現地人に対して行うサービス業、海外での出版活動、不動産の賃貸など）　　→　「個人」と記載。

注３　海外事業所が複数ある場合は全て記載してください。

注４　行動要請対象の高リスク国・地域を指します。北朝鮮及びイラン、ミャンマーが該当します（2023年2月現在）。最新の状況については、財務省のHPをご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/amlcftcpf/international.html](https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.mof.go.jp%2Fpolicy%2Finternational_policy%2Famlcftcpf%2Finternational.html&data=05%7C01%7Ckomatsu-t3355%40mext.go.jp%7Ca575a10a478a45e7076108db1a316e4c%7C545810b036cb4290892648dbc0f9e92f%7C0%7C0%7C638132571821698945%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCI6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&sdata=9aXY3B%2B42fNukrEDtnpHtr8t796SfR3Vep5FfiSYFkc%3D&reserved=0)

注５　強化モニタリング対象国・地域を指します。アルバニア、バルバドス、ブルキナファソ、ケイマン諸島、コンゴ民主共和国、ジブラルタル、ハイチ、ジャマイカ、ヨルダン、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、セネガル、南アフリカ、南スーダン、シリア、タンザニア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、イエメンが該当します（2023年2月末現在）。最新の状況については、財務省のHPをご確認ください。

[https://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/amlcftcpf/international.html](https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.mof.go.jp%2Fpolicy%2Finternational_policy%2Famlcftcpf%2Finternational.html&data=05%7C01%7Ckomatsu-t3355%40mext.go.jp%7Ca575a10a478a45e7076108db1a316e4c%7C545810b036cb4290892648dbc0f9e92f%7C0%7C0%7C638132571821698945%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoiMC4wLjAwMDAiLCJQIjoiV2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCI6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&sdata=9aXY3B%2B42fNukrEDtnpHtr8t796SfR3Vep5FfiSYFkc%3D&reserved=0)

注６　契約（取引）の相手方については、契約に当たり、相手方経営陣等に反社会勢力、国際テロリスト及びこれらに関連する者がいることのないよう留意してください。

　　注７　テロ資金供与対策については、「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和４年６月内閣府大臣官房公益法人行政担当室）をご参照ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/terror_shikin_honbun.pdf>

　　注８　その他，特記事項があれば記入してください。

例：事業規模は年間数百万円である。

契約（取引）の相手方は海外の公的機関の認証を受けている。

現金取引は年間数万円程度である。等